

## 議案第 5 号

### 飯能市国民健康保険財政調整基金条例（案）

#### （設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、国民健康保険財政の健全な運営を図るため、飯能市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### （積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計の歳出予算に定める額とする。

#### （管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### （運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入しなければならない。

#### （繰替運用）

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### （処分）

第 6 条 基金は、国民健康保険財政の健全な運営に要する財源に充てる場合に限り、処分することができる。

#### （委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（飯能市国民健康保険保険給付費等支払基金の設置、管理及び処分に関する

条例の廃止)

- 2 飯能市国民健康保険保険給付費等支払基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和58年条例第17号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の飯能市国民健康保険保険給付費等支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により設置されていた基金に属する現金は、この条例の規定により設置される基金に属する現金とする。

平成30年2月23日提出

飯能市長 大久保 勝